

総代会に関する事項

総代会の仕組み

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動やホームページ等を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

総代候補者選考基準

(1) 資格要件

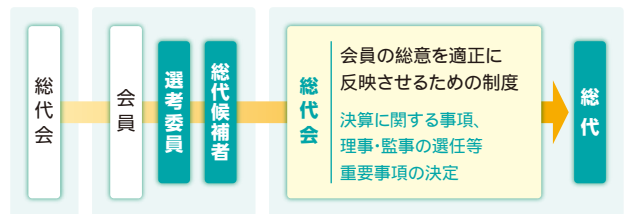
当金庫の会員であること

(2) 適格要件

- 地域における信任が厚く、総代として相応しい人物であること
- 金庫の理念をよく理解し、金庫との取引や経営内容も良好であること
- 地域の情報に通じ、金庫の業務運営に協力的であること
- 良識を持って正しい判断のできる人であること
- 就任時の満年齢が80歳未満であること
- その他総代選考委員が適格と認めた者

総代会は、会員1人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です

総代会の議決に基づき理事長が選考委員を委嘱し、選考委員の氏名を店頭に掲示
選考基準に基づき総代候補者を選考
理事長は、総代候補者の氏名を店頭に掲示し、所定の手続きを経て、会員の代表として総代を委嘱



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年です。

総代の定数は定款に定める範囲内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。

なお、2020年6月1日現在の総代数は、146人です。

(2) 総代の選任方法

総代が選任されるまでの手続きについて

